

増訂清文鑑の異版に就いて

今 西 春 秋

一、異種のものはないといふ説

御製増訂清文鑑が滿洲語辭典として最も重要なもの、一つであることは言ふまでもない。幸ひこの重要な辭典が、その大部數にも拘はらず案外の廉價で入手出来るのは滿洲學徒の喜びだが、それといふのもこの辭典が豊富に刊行されたことによるものに外ならない。豊富に刊行されたものには兎角に異種異版などといふものが附きものだ。この辭典にも妙に卷數や冊數の合はないものが所在に見かけられることだけは、一寸この辭典を手にしたことのある誰もが氣附いてゐることの様だが、然しそれが異種異版の故だとは未だ誰によつても指摘されてゐない。羽田先生の「五體清文鑑」^①、メルレンドルフの「滿語書研究録」^②、又近頃はフツクス氏の「滿洲文獻考」^③など何

れも増訂清文鑑を挙げ又説くものであるが、異種異版の有無といつたことには説き及んでゐない。説き及ばざるどころ、おのづから、此の種のもの認めなかつた、若しくは注意しなかつたものであることが推想せられる。羽田先生は増訂清文鑑は正篇三十二卷補篇四卷總綱八卷補總綱二卷より成るとせられ、メルレンドルフは第一部三十二卷、第二部八卷(索引)、第三部五卷(新語並びに索引)から成るとした。^④フツクス氏は卷數に就いては何も記さず、たゞ附隨的に「御製清文鑑補遺彙抄」^⑤といふ手抄本が往々見受けられるといふことを述べてゐる。此等は増訂清文鑑の異種異版といつたものを認めず、格別注意を拂はなかつただけのものであるが、進んでこの方面に關する注意を拂ひ乍らも、これを否定し、増訂清文鑑に異種異版は認められないとの旨を書きおかれたのは

大阪外語の故渡邊薫太郎氏である。氏は其の著「増訂滿洲語圖書目録」中で、「増訂清文鑑ニハ」時トシテハ世間ニ流布スルモノ、内、卷數ニ相違スルモノガナイデモナイノハ、全々製本ノ都合ニヨリ自由ニ分册合卷シタルニ過ギナイ」と片付け、然らば増訂清文鑑とは實際どんな構成であるかを訓へて「今其ノ實質ヲ示サバ開卷第一ニ乾隆帝ノ序文次ニ康熙帝ノ序文。次ニ滿洲綴字法ノ十二字頭。其次ガ清文鑑ノ本文三十二册ト、此ノ綱目即滿洲語索引八册次ニ補編四册ト其綱目一册。コレニ次イテ續入新語一册ト二次續入新清語一册ガアル。コレデ一揃トナルガ、既ニ云ヒシ如ク序文ヤ綴字法ヲ一册トシ、又續編續々編ヲ一册トシタルモノガアリテモ實質ニハ變化ハナイノデアアル。」と記してをられる。なる程氏の言はれる通り勝手に綴り變へただけのものもある。勝手に綴り變へると始めの康熙帝序文、乾隆帝序文、十二字頭などにはどれにも卷記が無いのだから一卷にでも又二卷、三卷にでも册卷數共にまち／＼のものが出来るわけで、私も始めは氏の言はれる通り、これがため色々の册卷數の

ものが出来、又完全な一揃ひといふのも矢張り氏の擧げられる通りのものだと思つてゐたのだが、其後少々注意して見ると、初めにも述べた通り、實は實質上にも若干の差異ある異種異版ともいふ可きものがあり、それが右の様な勝手な綴り合はせと混り合つて、一層卷册數の不一致を來たしてゐるのだと氣付いた。

註①藝文第四年第八號三二頁

② W. Fuhs: Beiträge zur Manchuischen Bibliographie und Literatur, S. 91.

③ P. G. von Möllendorff: Essay on Manchu Literature, p. 12.

④ 補編の總綱を四庫書目に従つて二卷と認められたのは正し。この總綱は *derst* (上) *tegeri* (下) の二卷から成つてゐるのだけれども、右の様に滿文だけで卷記し且つ一册に製本されてゐるため一卷と誤り易くメ氏、渡邊氏故宮現存書目などは何れも誤つたものと認められる。註

⑤ ⑦、第二節註①參照

⑤ 「新語並びに索引」といふのは原文には *new-made words with index* とある。補編と總綱とを指し、且つ總綱二卷を數へ違へて(註④參照)全部を五卷としたものであらう。

⑥ フックス氏によればこの本は往々見當るものの如く述べ

られてゐるが、私は未だ見たことがない。如何なる性質のものかフックス氏の記すだけのところでは明らかでないが、今、小篇に特に考慮に入れねばならぬといふ程のものではないらしい。

⑦本文三十二冊、索引八冊など渡邊氏の冊といふのは巻といふことらしいから、この「二冊」は矢張り數へ違へられたいものだらう。註④参照。

二、續入の有るものと無いもの

そこで先づ普通誰でもが氣付くことは、「續入新語」及び「二次續入新語」と名付ける二冊のベラノの本が附いてゐる増訂清文鑑と、これが附いてゐない増訂清文鑑とのあることである。渡邊氏によれば、これが無いのは一揃ひ完全でない清文鑑の様に見えるが、實は次の様なわけで、無いのが増訂清文鑑最初の形である。

國朝宮史續編によると増訂清文鑑の成つたのは乾隆三十六年、校刊されたのは同三十八年である。ところが「續入」中の新滿語を清文補彙によつて調べて見ると、三十八年以後の新造語が續々として収録されてゐることが分るのである。試みに數語を擧げて見ると、

wangge kulhe

香水梨・四十三年五月閣抄

fyran ilha

頂花・四十三年五月閣抄

aisin gurun i suduri i jalan i hergen i bithe

金史世紀・四十三年十月閣抄

wargi ba i nirugan i cjetun

西域圖志・四十三年十月閣抄

〔以上「續入」から〕

sigge folonggo

刻絲・四十七年五月閣抄

fusi

撫順關・四十六年五月閣抄

ambula niktongga

廣寧・四十六年五月閣抄

geren i tracin

風俗・舊曰 an kooli 五十二年十一月改此

yasa silonggi

迎風流淚勞苦流淚之淚○不動心而自出之淚○舊凡淚俱通用

yasa nukte 五十三年二月分

定此

〔以上「二次續入」から〕

といった上合だ。「閣抄」或ひは「改此」「分定此」などとい

ふのは何れも此等の言葉が造られた年次を示すもので、例へば *seren i facin* といふ語が造られたことに就いては、乾隆實錄五十二年十一月庚午の條に

又諭。據喀寧阿等奏。考試八旗各處滿洲教習人等進呈試卷內。所繙風俗字樣俱繙安科禮。此雖照舊定成語。但初定時已失字意矣。蓋久行不易者。謂之科禮。隨時成習者。謂之風俗。理應繙作格掄尼塔親。除現將進呈試卷外正外。著交繙書房。將清文鑑亦照依改正。宜示各處遵行。

といふ上諭が見えてゐる。上諭中の安科禮が *an kooli* であり、格掄尼塔親が *seren i facin* であることは言ふまでもない。

如此く乾隆四十三年乃至五十二年の頃に造られた新語が、三十八年刊行の増訂清文鑑に入つてゐる道理がない。續入及び二次續入の二小冊が後年の補刊に成るものであることは、かくて疑ひの無いところである。四庫書目にも

御定清文鑑三十二卷補編四卷總綱八卷補總綱二卷

とあつて、續入なるものゝあることは記るされてゐないし、増訂清文鑑自體の序にも

別爲補編。系之卷末。

とはあるが、一言續入に關して言ふあるを見ない。

「續入」二編が何時作られたのであるかは分明でない。たゞ清文補彙によつて調べ得る限りでは「一次續入」の方が、四十三年十月の造語を、又「二次續入」の方が五十三年二月の造語を登載語最後の年次としてゐる様だから、前者を以て大體四十四、五年頃の作（四十六年の作語が二次の方に見えることは前掲の通りだから）後者を以て五十三年以後の作とする程の推測はつけ得ないでもないが、然し實際この兩者が刊行になつたのは、尙餘程後年のことでないかと思はれるのは、嘉慶壬戌（七年）の後序ある清文補彙がこの「續入」なるものを知つてゐないからである。「續入」中の多くの言葉が、補彙には見當らないのみならず、「續入」中にある言葉でも補彙はそれを「續入」からでなく他から採つたことを示してゐる。例へば *surha ain*（薩爾濟山）*sanaha furdan*（山海關）といふ様

な言葉だが、之等は何れも二次續入に収録されてゐるに
も拘はらず、前者に就いては「見鑑 manu 註」と附記し
後者に就いては「見鑑 adun be kadalara yamun 註」と附
記して、此等の言葉が夫々増訂清文鑑の manu 或ひは
adun be kadalara yamun 項下から採録されたものであ
ることを示してゐる。これを以て推せば如斯き附記の無
い語(例へば前に記した wangege sulha 以下の數語の
如き)でも矢張り其等が「續入」中から採られたものでな
いことは確かであらう。^⑤つまり續入二編が刊行せられた
のは尠くとも嘉慶七年以後のこと、見る可きであらう。
そして刊行されたのは恐らく兩編同時でなかつたらう
か、といふのは何時の場合でも續入のあり限り、兩編揃
つてある様だからである。そして又この兩編が單獨であ
ることなく、私の目暗し得た限りでは、(一)必ず増訂清
文鑑正補全部と共にあり、(二)この場合の正補編は、續
入のない清文鑑(原刊本と考へられるもの)と版を異にし
てゐるらしいことに、かんがみれば、續入兩編は又増訂
清文鑑正補全部と共に刊行されたとも見られる。換言す

増訂清文鑑の異版に就いて

れば、「續入」刊行時に、同時正補全部の版が新たに作り
直されたものであらうといふのである。「續入」を具へた
清文鑑は大體に於いて版がよくないと言ひ得る。

註①國朝宮史續編卷九十二に「欽定増訂清文鑑一部。乾隆三
十六年。高宗純皇帝因前書未備。命臣工重加排纂。欽定
成書。凡四十八卷。三十八年校刊」とある。四十八卷と
いふのは、故宮現存書目によると「増定清文鑑三十二卷、
補編四卷、總綱八卷、補總綱二卷、四十八冊」とあるか
ら、右の如き一組のものを一冊一卷に數へたのであらう。
因みに増訂清文鑑が出来たことに就いて、乾隆實録には
何も記載されてゐない。たゞ乾隆三十七年三月甲子の條
に、

諭。向來内外各衙門。題奏咨行事件。凡遇滿洲蒙古人
地名。應譯對漢字者。往往任意書寫。並不合清文蒙古
文……清文鑑一書。屢經釐定頒示。且曾編輯同文韻
統。本三合切音。詳加辨訂。合之字音。

といふ上諭が見えて、清文鑑の釐定が定があつたことを
示すにとゞまる。

②四體五體兩清文鑑の出來た年次は分明でなく、羽田先生
の「五體清文鑑」參照)乾隆實録にも一向記載されるとこ
ろ無い様だが、この上諭は兩清文鑑の作製年次に若干の
めどを與へるものと言ひ得る。羽田先生によれば四體
清文鑑は「四庫全書總目などにも見えてゐない、たゞ四

庫全書の出来上つたのは乾隆四十七年七月であるからして、此の御製本の出来たのは此の年より後といふことだけは争はれない」とあるが、四體清文鑑の *an kooli* は *seon i seon* に改められてゐないから、同清文鑑が出来たのは四十七年以後、五十二年以前の頃と推定され、又これが改められてゐる五體清文鑑の方は、五十二年以後に出来たものと考へられなければならない。

③ 康熙の清文鑑でなくて、乾隆の増訂清文鑑を指すものであることは、乾隆三十六年勅撰としてあるから間違ひない。

④ 清史稿の藝文志小學類清文之屬にも「増訂清文鑑三十二卷補編四卷總綱八卷補總綱二卷、乾隆三十六年傅恆等奉勅撰」とのみある。

⑤ 是等の語には就いて見らるゝ如く某年閏抄といふ附記がある。「閏抄」といふ意味を實は私ははつきり知らないが内閣頒示のあつたことを意味するものには相違あるまいから、つまりは某年の内閣頒示によつて採録したといふことを示してゐるものに他なるまい。

三、本文に差異あるもの

右述べたところは「續入」編があるかないかだけの増訂清文鑑で「續入」があつても、なくても正補編には内容的

に何等差異のないものゝことだが、今度述べるものは正編本文に差異のあるものゝことである、差異といつても大したことではないが、兎も角正編第九卷軍器七のところ、原刊本(或は原形本)より五語多く増載されてゐるもので、私の目暗し得たものでは、まだ内藤乾吉氏所蔵の一本しかない^①。(原刊本・原形本よりと云つたのは、この方が次に述べる様な理由で、後に作られたものであることが明瞭だからである。)原刊・原形本でいふと右第九卷軍器七第三十四枚裏の所に *nyun shangga sumu* 九龍袋、*tu* 棉簾といふ語が列んでゐるが、この本は、この兩語の間に次の如き五語が次の如き順序で介入されてゐるものである。

cingaku

鎗探子

hengileku

鎗機子

miyaliku

火藥葫蘆管子

kuwaca i beri

火藥葫蘆口

kan

火門

原形本の軍器七は第三十五枚の裏で終つてゐるが、こ

の五語を収めた本も同頁で終る様、本五語を収めた第三十四裏、第三十五表の兩頁は特に外框を大きくし語間を詰めて他の頁と體裁を異にしてゐる。このことだけから見てもこの頁が後の添刻になるものであることは疑はれないが、更にこの五語^②が四體並びに五體清文鑑収録のものと同じであること、及びこの五語が總綱には収載されてゐないことを見ると愈々後の補刻になるものであることが明らかで、従つて又この様な頁を具へた増訂清文鑑が原刊、若しくは原形本ではなくて、後のものであることは確かだと言はなければならぬ。右五語の中、清文補彙には *hengkieku* と *san* の二語だけが見えてゐるが前者に就いては「見鑑 *san i okto* 註」と、後者に就いては「見鑑 *yataraku niyooan* 註」と書かれてゐる。これ

によつて見れば補彙の編者はこの清文鑑をも亦知らないのだが、それには當然だと思はれる節がある。私の見たところでは、この清文鑑は續入附き清文鑑の版を使用したもので、前記の二頁だけ改刻したものに他ならないもの、如く思はれる。つまりこの清文鑑は續入附き清文鑑

増訂清文鑑の異版に就いて

が出て、更に其の後に作られたものといふことになるので、「續入」を知らない補彙の編者が本清文鑑を知らう道理はないといふものだ。言ふ迄もなくこの清文鑑には「續入」が附いてゐる。内藤本に見る限り版は甚だくづれてゐる。悪い。

尙前記 *san* の「火門」にあたる語には内藤本の出来る前已に「*san i san*」といふ言葉があつて補編第一卷軍器二類に收められてゐる。つまり「火門」にあたる滿造語 *san* がたゞの *san* と改められたわけなのだから、内藤本の補編では當然それが削られてゐなければならぬ筈なのに、それがその儘残つてゐる。手落ちの一つだ。序でながらこの手落ちは四體清文鑑及び五體清文鑑にもともに見えてゐる。

註①實はこのことば、内藤本を離閱してゐた同學三田村學士が、私の藏本を指して數語脱落してゐるといふものだから、變だと思つて調べて見た結果、私藏本の脱落ではなくて、内藤本が一般の本より多く収録してゐるものだと分つたのである。

②以上軍器類の五語の他、尙普通の増訂清文鑑と四・五體清文鑑との差異で氣付いたものをあげると、増訂清文鑑

の *duici jahan i omolo* (四代孫) 及び *sunjua jahan i omolo* (五代孫) が、四・五體清文鑑では夫々 *jidere omolo* (來孫) 及び *hawanaga omolo* (昆孫) と滿・漢語共に改まり、又四・五體清文鑑では、増訂清文鑑にないと、*inaku omolo* (仍孫) *tuinaga omolo* (雲孫) の二語が増加してゐるが、内藤清文鑑もこれ等の點は普通の増訂清文鑑に同じで、四・五體清文鑑の如くにはなつてゐない。内藤清文鑑に必ずしも綿密な増添が施されたのでない證據である。

四、結 び

以上、増訂清文鑑に三種の異版を認め得べきことを述べた。

- 一、「續入」を具へない原刊本
- 二、「續入」を添加した後刊本
- 三、「續入」を添加する他、更に正編の内容に五語を増加した後刊本

まだあるかも知れぬが、今のところ、これだけが私の氣付き得たものだ。勿論、三種の異版を認めるといつても、私の言ふ意味は、このことが原則的に認められるといふのであつて、「續入」のない本だつて必ずしも原刊本

とは言はれまい、(一)の「續入」を除外したものだつてあらうし、或ひは又(二)の形を取るものだつて、原刊本に「續入」を添加して作り得るものであることを念頭して置いて頂き度い。然し大體に於いて三種異版の原則は立て得る。

(一)(二)(三)は「續入」もあるし、殊に(三)は語数も多いのだから一寸い、様に思はれるが、然し版のいたんだ本が多いから注意する必要がある。尤も(二)に就いては私は前述の通り内藤本だけしか未だ見ないけれども、前記する様な次第で出来上つたものであることを考へると、先づあまりい、版本はないものとしなければならぬ。滿洲語の本では版の悪いの程手に負へぬものはない。gaやら haやら、jaやら yaやら、判讀に苦しむといつた様なのは未だい、方で、何ともかともさつぱり讀み様がないといふ様なことで、つまらぬ苦勞を重ねることが決して少々ではない。上記の様な異本のあることを心掛けておくことは、増訂清文鑑を利用せんとする者にとつて強ち無用のことではなからう。(一三・八二一)